

社団法人 全国浄化槽団体連合会 資料

平成17年6月24日

浄化槽専門委員会への要望について

平成17年5月20日に公布された、浄化槽法一部改正法においては、新たに創設される放流水の水質に関する基準、第7条検査の時期等維持管理に係る技術的事項については、省令において規定するよう委ねられ、これら省令事項を検討するため、浄化槽専門委員会が設置された。省令事項に浄化槽に携わる者の意見を反映していただくため、また、維持管理の在り方、単独処理浄化槽対策等浄化槽に係る中長期的課題について検討していただくため、以下のように要望致したい。

1. 平成17年度の浄化槽法改正に伴う省令事項の検討について

① 浄化槽からの放流水質の基準について

小型合併処理浄化槽の性能をBOD20mg/L以下とすべきである。

② 第7条検査の検査時期について

7条検査実施の目的が何なのかを明確にする必要がある。工事の良否を判断するものであるならば、従来の水質検査を止めて、設置工事後早い時期に行うべきである。機能を評価するものであるならば、地域によって立ち上がりに要する期間は種々のようであるから、少なくとも幅を持たせた規定の仕方をし、実施時期については、積雪地域等寒冷地の状況を踏まえた運用をすべきである。

③ 指定検査機関から都道府県への報告に関する事項について

指定検査機関から都道府県への報告は、今後都道府県に積極的に動いてもらうための情報提供と云う意味合いもあると理解している。今までの都

道府県行政の状況からすると、指定検査機関から都道府県への報告事項や報告時期を定めるだけでなく、具体的に都道府県で措置すべき事項（例えば報告内容に応じた指導方針の策定及びその実施に係る体制の整備等）を明示すべきである。

なお、指定検査機関から都道府県への報告事項には、検査拒否者リスト、下水道切り替え者リストも加えられるよう検討を要望する。

④ 廃止の届出に関する事項について

浄化槽の廃止届出の規定は、浄化槽の設置状況を的確に把握するための一つの手段であると思われるが、使用開始報告と同様に知事が扱うことになっている。指定検査機関から都道府県への検査結果の報告とも関連するが、都道府県に対して、当該都道府県内の市町村ごとの浄化槽台帳の作成を義務づけられるよう検討されたい。基本的情報としての台帳がないところへ幾ら報告が積み重ねられても、現在の浄化槽の設置数は、確実には把握されていないと云われている。この際、こうした台帳整備の観点から、存在しない浄化槽の整理及び存在する浄化槽（無届け浄化槽）の整理を、行政権限でできるような仕組みを検討されたい。

なお、浄化槽（単独を含む）の使用廃止届出は浄化槽管理者が行うが、下水道計画区域内における浄化槽（単独を含む）の使用廃止の状況は市町村が把握している関係から、市町村から都道府県への報告義務も制度化されたらどうか。また、保守点検・清掃業者、指定検査機関が代行できるよう検討されたい。

⑤ 上記検討事項に付随する事項について

検査結果に基づいて行う保守点検業者への助言・指導の結果について業者から改善の報告を義務付ける等、実効のある仕組みを確立してほしい。

2. 浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・検査）に係る業務の在り方について

① 現状の分析、検討について

- 法定検査の現状は、指定検査機関任せ的な面がある。浄化槽法が成立

して20年を経過しているが、全国平均10数%の受検率の原因は、浄化槽管理者に対する行政機関の指導の在り方にも一因があると思われる。指定検査機関の職員の業務時間の大半は、浄化槽管理者からの不公平苦情の処理に費やされている。受検拒否者が増えている現状で、検査機関の自助努力も限界に達しているので、此の度の法改正を機に、関係行政機関が浄化槽管理者の意識を改革する強力な施策を講じられるよう検討していただきたい。

- ・ また、維持管理の現状は、技術力の格差、維持管理費用の格差等による過当競争の激化により正当な事業活動が維持できないため、手抜き作業を行う者が出現している。行政はこのような状況を把握・認識しているが、適切な対応が図られていない。行政の取り組みの改革が行われるよう検討していただきたい。

② 今後の在り方について

- ・ 国民の浄化槽への信頼は、性能に対する信頼とともに維持管理に対する信頼に負うところが大きい。一方、設置者は保守点検・清掃・検査の区別・必要性や保守点検業者・清掃業者・検査機関の役割を理解していないことが多く、契約業者（例えは保守点検業者）は一社で十分と考えており、これが法定検査の受検拒否・受検率低下の原因につながっているように考えている。今後、公的機関が主体となった啓発普及活動をもっと強力に実効ある方法で推進する必要がある。
- ・ 浄化槽の管理責任は、殆ど個人住宅の浄化槽管理者と云う個人に課せられている。生活排水処理施設と云う性格上、早急に公共下水道と同じく自治体の管理か、それに準じた公的関与の強い維持管理体制の確立を推進すべきである。

③ その他

- ・ 設置されている浄化槽の全てについて保守点検・清掃がなされていない現状から、確実に実施されるような措置を検討されたい。
保守点検業者と清掃業者の一層の連携強化を図る措置を検討されたい。
- ・ 保守点検業・清掃業で備えることが望ましい器具について、推奨制度の創設を検討されたい。
- ・ 保守点検を行う意義を今一度明確にし、施行規則第6条第1項及び第